

LP ガスの販売に関する制度改正について

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 14 条及び同法施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）に基づき、LP ガス販売事業者は、消費者と LP ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明等について記載した書面を交付しなければならないこととされている。
2. 今般、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（平成 9 年 3 月 17 日資庁 1 号）」が改正され、給湯設備や空調設備等、賃貸型集合住宅に付随する設備等を LP ガス販売事業者の負担により設置し、その設置費用等を当該賃貸型集合住宅の入居者から LP ガス料金とともに徴収する場合において、次の事項を当該書面に記載することが明確化された。
 - 当該書面の記載事項である「石化液油ガスの価格の算定方法及び算定の基礎となる項目」において、給湯設備や空調設備等、賃貸型集合住宅に付随する設備等の費用の負担について明確に記載すること。
 - 基本料金又は従量料金に空調設備等の費用が含まれている場合には、当該書面の記載事項である「算定の基礎となる項目についての内容の説明等」において、どのような設備等の費用が含まれているのか及び基本料金又は従量料金に含まれている当該費用等の月額費用の概算額（合計額）を記載すること。

【参照条文】

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号) (抄)

(書面の交付)

第十四条 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。

- 一 液化石油ガスの種類
 - 二 液化石油ガスの引渡しの方法
 - 三 供給設備及び消費設備の管理の方法
 - 四 第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法
 - 五 当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称
 - 六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項
- 2 (略)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成 9 年通商産業省令第 11 号) (抄)

(書面の記載事項)

第十三条 法第十四条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合の液化石油ガス販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
- 二 液化石油ガスを消費する場合の一般消費者等の責任に関する事項
- 三 液化石油ガスの計量の方法
- 四 第十六条第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであつて消費されないものの引取りの方法
- 五 液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明
- 六 供給設備及び消費設備の所有関係
- 七 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法
- 八 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法 (当該消費設備の所有権が

液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。)

九 消費設備に係る配管について、液化石油ガスの販売契約解除時に液化石油ガス販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の精算額の計算方法（当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。)

十 保安機関の名称、住所及び連絡方法

○「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について」（平成9年3月17日資庁1号）（抄）

第13条（書面の記載事項）関係

1. 第5号中「価格の算定方法」とは、どれだけの量の液化石油ガスを使用した場合に、どれだけの価格を請求されるか、その価格の計算方法（例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量」等）のことである。なお、液化石油ガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、液化石油ガス料金の額の算定方法について記載する必要がある。ただし、この場合において、セット販売による割引が液化石油ガス料金と他の商品や役務の料金との合計額に適用されるなど、割引額の液化石油ガス料金への配分金額を明示することができないときは、これを記載する必要まではない。

「算定の基礎となる項目」とは、一定使用量（1 m³等）毎に請求する額、使用量の如何に係わらず請求する額等、計算の基礎となる金額に相応する項目のこと（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：1 m³当たり〇〇円等）。

なお、例えば賃貸集合住宅等において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、給湯設備、空調設備その他の建物に付随する設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、第8号に基づき別途記載してもよい。

「算定の基礎となる項目についての内容の説明」とは、基本料金・従量料金（場合により、その他の設備の利用料等）等にはどのような費用が含まれるか（例えば、基本料金には、ボンベ・メーター等の固定費を回収するものである等）についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。ただし、基本料金又は従量料金に上記なお書きに記載されている設備等の費用が含まれている場合には、どのような設備等の費用が含まれているのか及び基本料金・従量料金に含まれている当該設備等の月額費用の概算額（合計額）を記載すること。

2. ～4.（略）